

岡山市立岡山学校給食センター他4施設で使用する電気

質問と回答

岡山市教育委員会事務局 保健体育課

NO	質 問	回 答
1	内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。 税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下に端数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。	入札付属書(積算書)の基本料金及び電力量料金の単価欄には税込を記載します。
2	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。	入札説明書2-1入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項(5)のとおりです。
3	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。 ①基本料金=契約電力 × 単価 × 力率(小数点3位以下切り捨て) ②電力量料金=使用電力量 × 単価(小数点3位以下切り捨て) ③燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)=使用電力量料金 × 単価(小数点3位以下切り捨て) ④再エネ賦課金=使用電力量 × 単価(円未満切り捨て) ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤月合計=[①、②および③の料金の合計(円未満切り捨て)]+④ 税込総額→税抜総額に割り戻す場合 ⑥四札金額=⑤ × 100/110(円未満切上) ※入札説明書に記載の通りの「消費税額を加算した額」を落札金額とする場合、切り上げ処理でないと計算結果に差が出るため切り上げ処理とさせていただきます。	①、②については、入札説明書2-1入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項(5)のとおりです。 ③、④については、入札説明書2-1入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項(6)のとおり、入札時の算定には含みません。 ⑤については、入札説明書2-1入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項(5)のとおりです。 ⑥については、入札説明書2-1入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項(5)、(6)及び2-2入札書等の提出に関する事項(2)のとおりです。
4	複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか。	入札付属書(総括)の様式に沿って、各拠点の税込金額を税抜金額に直したのちに足し合わせて算出してください。
5	入札金額の算定時に力率は100%で計算してよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおり、力率は100%としてください。
6	入札金額の算定時には、燃料費等調整額を含みますでしょうか。また、燃料費等調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。 含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示ください。また適用する場合に国による軽減措置は含みますでしょうか	入札説明書2-1入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項(6)のとおりです。
7	入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示いただけますでしょうか。	入札説明書2-1入札書及び入札付属書の作成方法に関する事項(6)のとおりです。
8	内訳書は、入札書と同封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	入札内訳書(積算内訳書)注1のとおり、入札書と同封してください。割り印等は必要ありません。
9	入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。	作成日を記入してください。
10	弊社は、郵送にて立ち合いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	入札説明書4入札方法等に関する事項(2)のとおり、入札回数は1回ですので、初度入札時に辞退届をご提出いただく必要はありません。 再入札を行う場合は、改めて公告します。
11	現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。(適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください)例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等	契約電力会社は四国電力、契約種別は高圧電力です。
12	本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電力の契約は予定しておりません。
13	本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載するのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。	自家発補給電力に契約は予定しておりません。

14	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございませんか下記ご確認をお願いいたします。</p> <p>(500kW未満の実量制契約の場合)直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去□か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。</p> <p>管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p>	
15	<p>請求書の表記について、 【線上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月1日から2026年4月30日まで使用した電気料金は、2026年4月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p> <p>【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月18日から2026年5月17日まで使用した電気料金は、2026年5月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年5月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。 ※上記日付はあくまでも、一例です。それぞれの検針日により日付は異なります。</p>	<p>請求書の標記につきましては、問題ありません。 燃料費調整については、入札説明書11契約書の作成に関する事項(1)及び契約書(案)第10条第3項のとおりです。</p>
16	<p>弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれております)契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。 また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。</p>	<p>契約書(案)第10条第3項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとします。また、同条第5項のとおり、燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について、協議により決定します。</p>
17	<p>燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書(案)第10条第5項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、協議により決定します。</p>
18	<p>弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8~10営業日迄に発行させていただき、15営業日迄に原本の到着(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)とさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>支払期日と併せて落札決定後に協議します。</p>
19	<p>支払期日について、下記期日でお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。 【銀行振込の場合】検針日から30日以内(検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内) 【口座振替の場合】線上検針で当月27日、分散検針で翌月14日(2~15日)と翌月27日(16~31日)にお振替</p>	<p>契約書(案)第11条第2項のとおり、支払期日は協議の上定めますが、支払遅延防止の観点から、遅くとも支払請求を受けた日から30日以内にお支払いします。</p>
20	<p>弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)</p>	<p>請求書に以下の事項が記載されていれば、Webからダウンロードする方法でも問題ありません。 【請求書記載事項】<ul style="list-style-type: none">・請求金額・件名・請求年月日・請求する者の住所及び氏名(法人・団体の場合は所在地、法人・団体名、代表者の職及び氏名)</p>
21	<p>お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>どちらの方法でも可能です。詳細については落札決定後に協議します。</p>
22	<p>【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は必要になりますでしょうか。</p>	<p>契約書(案)第11条のとおり、電気料金は1か月毎に請求することとしております。</p>
23	<p>弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書(案)の内容を基本としますが、契約の条項に定めのない事項や条文等の詳細については、契約書(案)第22条第1項のとおり協議により決定します。</p>

24	<p>契約書の締結に関して、『契約の条文の詳細が決定した日から7日以内』と記載されておりますが、こちらの期限は押印済み契約書が双方の手元にあり取り交わしを完了させた状態のことか、契約書に記載する締結日の指定かだとどちらになりますでしょうか。</p> <p>弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定のため四日以内に製本や押印を完了し郵送まで完了させることは難しいと考えております。</p> <p>そのため、上記期日が取り交わし期日となる場合、期日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	入札説明書10契約書の作成に関する事項(2)のとおり、契約の条文の詳細が決定した日から7日以内の日に契約書を取り交わすものとします。期日の延長については、認められません。
25	<p>入札保証金及び契約保証金の免除に申請が必要な場合、提出書類をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>また、提出書類はどのタイミングで提出したらよろしいでしょうか。(参加資格書類提出時・入札書類提出時・落札後など)</p>	入札保証金については、入札説明書3入札保証金に関する事項(2)①に該当する場合は、提出書類は不要です。②に該当する場合は、入札保証保険証券を提出ください。また、提出については、(4)に記載のとおりです。契約保証金については、提出書類は不要です。
26	<p>【入札保証金及び契約保証金の免除申請のために実績等の提出が必要な場合はご回答ください】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象は国及び地方公共団体の実績のみでしょうか。 ・契約中の案件でもよろしいでしょうか。 ・実績は過去何年前までのものを使用してよろしいでしょうか。 	No.25的回答のとおりです。
27	<p>契約保証金の納付が必要な場合、いつまでに納付が必要でしょうか。指定の期日までに支払いをすることが困難場合、申出等により支払期日の延長が可能となりますでしょうか。</p> <p>また返還の期日も併せてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>上記については、入札への参加可否に関わる重要な質問となっておりますのでできる限り詳細にご回答いただけますと幸いです。</p>	入札説明書1競争入札に付する事項(7)のとおり、契約保証金は免除です。
28	<p>基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただけますでしょうか。</p>	契約書(案)第2条項第2項のとおり、契約締結後において物価及び賃金等の変動を理由として、契約金額の変更をすることはできません。 なお、契約書(案)第10条第5項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について、協議により決定します。
29	<p>仮に貴社質問回答内容によってこちらで判断つかない、あるいは回答内容に関連して追加で確認・すり合わせさせていただきたいという場合もあるかと思います。</p> <p>その場合における追加問い合わせ(電話またはメール)をさせていただくことは可能でしょうか。</p>	公平性の観点から、追加質問は受け付けいたしません。
30	<p>一般送配電事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。</p> <p>燃料費調整額の算定諸元を都度変更が必要な場合や一般送配電事業者が料金改定をした場合等、必要に応じて契約単価変更の協議をご対応頂けますでしょうか。</p>	契約書(案)第10条第5項のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度の見直し等があった際には、電気料金の算定方法について、協議により決定します。 また、契約書(案)第2条第2項のとおり、契約締結後において物価及び賃金等の変動を理由として、契約金額を変更することはできません。
31	<p>1施設(1つの供給地点特定番号)の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。</p> <p>また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。</p>	1施設の電気料金を分担して支払うことはないため、1施設につき1つの請求書の発行で問題ありません。
32	<p>入札保証金免除のために必要な書類をご教示ください。</p> <p>また、提出期日をご教示ください。</p>	No.25的回答のとおりです。
33	<p>燃料費調整額について、「本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度により電力量料金を変動させるものとする。」とありますが、各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約は不可との認識で相違ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
34	<p>各社が独自に定める燃料費等調整額(燃料費等調整を行わず、燃料費等調整額を請求しない場合を含む)による契約が可能な場合、本入札では燃料費等調整額を含めない料金で落札者が決定されるため、実際の燃料費等調整額を含めた請求額では必ずしも落札者が最安とならないケースが考えられます。</p> <p>落札者の決定にあたっては、例えば各社の至近の燃料費等調整額の実績を参照する等、燃料費等調整額制度の違いを考慮いただけますでしょうか。</p>	No.33的回答のとおりです。
35	<p>契約書に以下の文言を追加させていただけますか。</p> <p>乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。</p>	契約金額の変更については、契約書(案)第2条第2項のとおりです。ご質問の文言を追加することはできません。

36	<p>政府による電気料金支援政策(令和7年度電気・ガス料金負担軽減支援事業)に基づく値引きは、事業者によって値引きの適用期間が異なる場合があります。</p> <p>そのため、契約開始時点において他の事業者から支援政策に基づく値引きを受けられている場合、当社が落札することで、支援政策による値引きの適用期間が1ヶ月分短縮される(2026年4月分が適用されない)可能性があります。</p> <p>このような状況下でも、当社は入札への参加が可能でしょうか。</p>	<p>入札参加資格については、公告文2入札に参加する者に必要な資格のとおりです。</p>
----	---	--